帰　属　書

　本工事完了後は、道路及びその付属物一切を、以下のとおり無償にて市有に帰属いたします。

　また、土地の帰属を伴う場合、分筆作業時等の諸手続については、完了するまでに全て当方にて行うとともに、法務局へ登記申請に必要な書類等の作成も行います。

　　　年　　　月　　　日

宝　塚　市　長　　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

* 構造物及びその付属物（別添平面図及び構造図のとおり）
* 土地帰属面積（別添丈量図のとおり）

宝塚市　　　　　　　　　　番の内　約　　　　　　　　　㎡

（その他）　※土地の帰属が生じ登記申請に必要書類

①寄付申出書　②付近見取図　③道路実測図　④公図

⑤土地の全部事項証明書　⑥登記承諾書　⑦寄付承諾書

⑧登記原因証明情報　⑨印鑑証明書　⑩法人の代表者事項証明書

⑪法人の履歴事項証明書等（社名変更・所在地変更その他がある場合）